平成２１年（フ）第１９２号
徳島市末広１丁目５番28―201号、旧住所徳島県美馬市脇町字拝原40―４
債務者　中岡　真弓
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０７号
徳島市津田町４丁目１番30号
債務者　林　　修
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１６号
徳島県名西郡石井町藍畑字高畑1341番地30
債務者　酒巻　凜代
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２２号
徳島県板野郡板野町大寺字苅辺裏80番地１―107号、旧住所徳島県板野郡板野町吹田字西山68番地105
債務者　山口多美恵
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２６号
徳島県板野郡藍住町矢上字春日31番地30
債務者　宮本由香美
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２３５号
徳島県板野郡北島町中村字稗畑13番地
債務者　桒村　繁善
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４１号
徳島県板野郡北島町江尻字宮ノ本35番地９、旧住所徳島県海部郡海陽町宍喰浦字金目51番地85
債務者　斎藤千恵美（旧姓森長）
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４２号
徳島県小松島市中郷町字県前163番地の２
債務者　湊　　裕
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５１号
徳島県鳴門市里浦町里浦字坂田13番地３
債務者　笹原　史雄
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５３号
徳島市北島田町３丁目53番地の１
債務者　萩田　高治
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５８号
徳島市北田宮２丁目14番50―505号
債務者　鈴江　香織
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２６０号
徳島県板野郡藍住町奥野字和田２番地３、旧住所徳島県阿波市土成町秋月字月成100番地10
債務者　十川百合子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２６１号
徳島県阿南市羽ノ浦町春日野１番地117―5236号
債務者　藤本　学子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２６３号
徳島県阿波市市場町香美字西野神153番地５
債務者　多田由美子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３９号
高知県宿毛市片島８番17号
債務者　河内山譽朗
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第４０号
高知県宿毛市片島８番17号
債務者　河内山珠美
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第４２号
高知県四万十市古津賀２丁目46番地　エスパシオンＤ―201
債務者　松本　千恵
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第４３号
高知県四万十市中村大橋通６丁目６番25号
債務者　北村　千晶
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
高知地方裁判所中村支部